## 2020 年度金沢大学大学院法学研究科 (修士課程) 学力検査問題解答例・出題意図

専攻名	法学・政治学専攻	選抜区分	外国人留学生特別選抜
科目名	民法	記載者氏名	

## 解答例又は出題意図

本問は、最判昭和45年9月22日民集24巻10号1424頁の事案を参考にしたものである。

## 【解答例(要点のみ)】

XA間の売買契約はXに無断で行われた無効な契約であり、Aは無権利者である。

登記に公信力が無い以上、Aを権利者として信じても原則としてYは所有権を取得できない。

しかしながら、不実登記(虚偽の権利外観)の作出につき真の権利者に帰責性がある場合にも、 第三者が保護されないとすると取引の安全を害することになる。

民法94条2項は通謀虚偽表示があった場合に、これを信頼した第三者を保護する権利外観法理をその旨とする規定である。

XA間に通謀虚偽表示はなく民法94条2項は直接適用できない。しかしながら、(i) 虚偽の外観が存在し、(ii) 通謀が無くとも真の権利者自身に帰責性(虚偽の外形を承認する等)があり、(iii) 外観に対する第三者の正当な信頼がある場合には、94条2項を類推適用し、善意の第三者を保護すべきである。

本間では、売買を原因とするAへの虚偽の所有権移転登記(不実登記)が存在し、それを知りながら、その存続を承認しているといえる点でXには帰責性があり、また、Yは善意である(無過失の要否について言及があれば加点要素とする)。

以上のことから、XのYに対する請求は認められない。